

# 在宅支援薬局ネットワーク規約

平成29年8月9日改

## 第1条 目的

本ネットワークは、在宅業務を行う薬局の情報を収集・発信し、地域包括ケアシステムを支えることを目的とします。

## 第2条 登録薬局

1. 本ネットワークの登録薬局は、その薬局に常勤している薬剤師が横須賀市薬剤師会会員である薬局かつ、麻薬小売業者免許をお持ちの薬局とします。
2. 横須賀市薬剤師会会費未納の場合は、登録薬局となることができません。また、既存の登録薬局のうち、会費未納で請求の期日までにご入金のない場合も、削除させていただきます。入金後、改めて登録フォームよりご参加下さい。

## 第3条 在宅業務について

本ネットワークが受ける在宅業務は、医療保険の「在宅患者訪問薬剤管理指導」または介護保険の「居宅療養管理指導」「介護予防居宅療養管理指導」とします。

## 第4条 遵守事項

在宅業務の算定に必要な医療保険・介護保険の届け出を行い、算定ルールを遵守してください。

## 第5条 本ネットワークへの薬局の登録方法と登録内容の変更

薬剤師会ホームページ上の登録 URL へアクセスしていただき、ご登録下さい。

また、登録内容に変更が生じた場合は速やかに変更事項を登録時と同じ手順で申請して下さい。また、登録内容は毎年5月に更新を行います。

## 第6条 本ネットワークへのアクセス

本ネットワークの利用受付は、横須賀市薬剤師会事務局とします。

横須賀市薬剤師会事務局

受付時間 9:00～15:00 (月)～(金)

電話 : 046-823-8832

Fax : 046-827-4559

E-mail : [ypa@beach.ocn.ne.jp](mailto:ypa@beach.ocn.ne.jp)

祭日・お盆期間・年末年始は休ませていただきます。

お盆期間・年末年始休みの日程は、ホームページにて告知とします。

## 第7条 研修会

以上の各条に関する事項、およびネットワークの業務に関する事項は、研修会にて伝達・意見交換を行うこととします。

以上